

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分(許可取消)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり行政処分(許可の取消し)を行いました。

記

- 被処分者
福岡県福岡市博多区美野島三丁目1番5号
株式会社ヤマダエコソリューション (かぶしきがいしややまだエコソリューション)
代表取締役 齋藤 陽太 (さいとう ようた)
- 処分年月日
令和2年12月10日
- 処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 行政処分を行う理由等
株式会社ヤマダエコソリューションが、令和2年9月11日付けで東京地方裁判所において破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の許可の取消し要件に該当したため。
- 許可の内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	03104137451
許可年月日	平成29年8月27日
事業の範囲	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目、自動車等破砕物を除く。)以上3品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。 ※「ガラスくず等」とは、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。